

「各種事務事業の取扱い」

12 福祉・保健・医療分科会(その他社会福祉施策)

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
163	070202	成年後見制度利用支援事業		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
164	070203	要援護世帯除雪費助成事業	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
165	070205-1	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護		現行どおり	国の制度であり、調整不要。
166	070206	社会福祉施設建設費補助		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
171	070212-1	老人福祉センター・老人憩の家管理運営		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
172	070212-2	その他福祉施設管理運営		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
173	070217-1	心配ごと相談		当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
175	070224	高額療養費資金貸付		合併時に廃止	廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等の活用を図るものとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

163

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 2	成年後見制度利用支援事業
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
長岡市法定後見制度利用支援事業実施要綱 1 要綱制定 平成14年11月 2 目的 痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の自己決定権を尊重し、残存能力を活用するため、法定成年後見制度を利用することを支援する。 3 支援内容 (1) 費用負担 後見開始申立手数料、精神鑑定費用、登記手数料、医師診断書作成料 (2) 助成金 後見人の報酬額の範囲内で上限額28,000円/月 4 平成16年度当初予算額 (1) 後見開始審判申立手数料等 1,707千円 (2) 後見人報酬助成金 672千円		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		小国町成年後見制度利用支援事業要綱 小国町成年後見制度における町長申立に係る要綱 1 要綱制定 平成16年1月 2 目的 判断能力が十分でない高齢者、知的障害者、精神障害者の生活の自立を援助し、福祉の増進を図る。 3 支援内容 (1) 費用負担 後見開始審判申立手数料等 (2) 助成金 後見人の報酬について、次の額を基準とし助成 施設入所者 18,000円/月 その他の者 28,000円/月 4 平成16年度当初予算額 (1) 後見開始審判申立手数料等 130千円 (2) 後見人報酬助成金 216千円		・長岡市と小国町のみが実施しており、支援内容に相違がある。 長岡市の制度を基に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

164

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 3	要援護世帯除雪費助成事業
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1	対象者 ・高齢者世帯 ・母子世帯 ・障害者世帯 ・その他の世帯	なし		1	対象者 ・高齢者世帯 ・一人暮らし高齢者世帯 ・母子世帯 ・身障者世帯 ・盲人世帯 ・その他の世帯	なし	
2	登録世帯数 239世帯(平成15年度)			2	登録世帯数 29世帯(平成15年度)		
3	交付延べ世帯数 53世帯(平成15年度)			3	交付延べ世帯数 14世帯(平成15年度)		
4	交付基準単価 13,500円/回 (屋根面積等により最大基準額の3倍まで)			4	交付基準単価 11,000円/回(3回を限度)		
5	事業費負担 県補助3/4 市1/4			5	事業費負担 ・高齢者関係 町からの補助 10/10 ・その他 県社会福祉協議会、町からの補助		
6	実施主体 長岡市			6	実施主体 越路町社会福祉協議会		
三島町		山古志村		小国町		課題	
1	対象者 ・老人世帯 ・1人暮らし老人世帯 ・母子世帯 ・その他世帯	1	対象者 ・高齢者世帯(行政) ・上記に準ずる世帯(行政) ・母子世帯(社協) ・障害者世帯(社協) ・その他の世帯(社協)	1	対象者 ・高齢者世帯 ・母子世帯 ・障害者世帯 ・その他の世帯	長岡市の制度を基に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。 (長岡地域合併協議会：長岡市の制度を基に統一する。)	
2	登録世帯数 なし(平成15年度)	2	登録世帯数 65世帯(平成15年度)	2	登録世帯数 135世帯(平成15年度)		
3	交付延べ世帯数 なし(平成15年度)	3	交付延べ世帯数 137世帯(平成15年度)	3	交付延べ世帯数 183世帯(平成15年度)		
4	交付基準単価 5,000円/回(3回を限度)	4	交付基準単価 12,000円/回(3回を限度) (萱葺屋根 20,000円/回) (落雪屋根 20,000円/1冬期)	4	交付基準単価 ・屋根雪除雪 12,000円/回 (山間は概ね4回まで、平場は概ね3回まで) ・雪踏み 22,000円(平場)/月 30,000円(山間地)/月		
5	事業費負担 三島町社会福祉協議会	5	事業費負担 ・行政は県補助3/4 村1/4 ・社会福祉協議会は県社協、村からの補助	5	事業費負担 県補助3/4 町1/4		
6	実施主体 三島町社会福祉協議会	6	実施主体 山古志村・山古志村社会福祉協議会	6	実施主体 小国町		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

165

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 2 福祉・保健・医療	0 7 その他社会福祉施策	0 2 その他社会福祉施策	0 5 - 1	旧軍人・戦傷病者・戦没者遺族援護
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
国の基準と同じ 1 旧軍人等に対する在職年数による普通恩給、一時恩給、一時給付に関する手続 2 戦傷病者に対する手帳再交付、JR券引換券交付に関する手続 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給に関する手続 4 援護年金に関する届出書類の配布、手続 5 戦没者の遺族(妻・父母等)に対する特別給付金支給に関する手続 6 戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給に関する手続	同左	同左	同左	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
同上	同左	同左		国の制度であり、調整不要。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

166

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	0 6	社会福祉施設建設費補助
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1 高齢者福祉施設 (1) 国・県補助金に付け足す補助 老人デイサービスセンター、ケアハウス等 国の基準額×1/16 痴呆性高齢者グループホーム 1施設 5,000千円 (2) 市単独補助 在宅支援型住宅整備 1施設 上限10,000千円 2 障害者福祉施設 (1) 国・県補助金に付け足す補助 知的障害者通所授産施設 身体障害者療護施設等 国の基準額×1/4		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

171

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	1 2 - 1	老人福祉センター・老人憩の家管理運営
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1	長岡市老人福祉センター	1	中之島町老人憩の家	なし		1	寺泊町老人憩の家
2	管理主体 長岡市	2	管理主体 中之島町			2	管理主体 町が寺泊町社会福祉協議会に管理を委託
3	施設数 5 施設 長岡ロングライフセンター 高齢者センター (けさじろ、まきやま、ふそき、みやうち)	3	施設数 3 施設 刈谷田荘、さくらの家、日枝の里			3	施設数 1 施設 夕映荘
4	対象者 (1) 高齢者(65歳以上)をはじめとする市民	4	対象者 (1) 町内に居住する60歳以上の者 (2) 支障のない範囲において上記以外の者			4	対象者 (1) 町内に居住する60歳以上の者 (2) 使用に支障のない範囲において前項に規定する以外の者
5	施設内容 大広間、小中和室、研修室、入浴施設、 体育館、食堂	5	施設内容 大広間、教養娯楽室、和室、 入浴施設、集会室			5	施設内容 大広間、和室、入浴施設
三島町		山古志村		小国町		課 題	
	なし		なし				
				1	小国町老人憩の家		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
				2	管理主体 町が小国町社会福祉協議会に管理を委託		
				3	施設数 1 施設 延命荘		
				4	対象者 (1) 町内に居住する60歳以上の者 (2) 適当と認めた団体		
				5	施設内容 大広間、和室、静養室、 入浴施設(現在使用中)		
調 整 方 針 案							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

172

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 7 その他社会福祉施策	0 2 その他社会福祉施策	1 2 - 2 その他福祉施設管理運営
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
なし	なし	1 越路町ふれあいの家 2 管理主体 越路町 3 施設数 1施設 4 対象者 (1) 町内に居住する60歳以上の者 (2) 陶芸愛好者 5 施設内容 作業室 陶芸釜 3基	1 いきいきデイサービス 「ふれあいの場」 ふれあいプラザ「おおこうづ」 2 管理主体 寺泊町 ふれあいプラザ「おおこうづ」は、農業 協同組合に管理委託 3 施設数 2施設 4 対象者 (1) 町内に居住し、比較的元気なおおむ ね60歳以上の老人とする。 (2) 支障のない範囲において、(1)に規 定する以外の40歳以上の者 5 施設内容 入浴施設 談話室(和洋室)
三島町	山古志村	小国町	課 題
なし	1 山古志村高齢者と子供の家 2 管理主体 山古志村 3 施設数 1施設 4 対象者 (1) 村内に居住する満60歳以上の者 (2) 満15歳未満の者 5 施設内容 和室 2室、物置、調理室、事務室、 虫亀診療所	1 小国町高齢者コミュニティセンター 2 管理主体 町が小国町社会福祉協議会に管理を委託 3 施設数 1施設 4 対象者 (1) 町内に居住する60歳以上の者 (2) 適当と認めた団体 5 施設内容 多目的ルーム、加工実習室、作業室、 ゲートボールコート	調整方針案
			当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

173

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 2	福祉・保健・医療	0 7	その他社会福祉施策	0 2	その他社会福祉施策	1 7 - 1	心配ごと相談
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
1 市民相談 (1) 実施主体 長岡市 (2) 相談日 毎週月～金曜日 9:00～16:00 (3) 相談体制 相談員2名 2 弁護士相談 (1) 実施主体 長岡市 (2) 相談日 毎週金曜日 13:00～17:00 (3) 相談体制 県弁護士会に委託 3 ふれあい福祉総合相談 (1) 実施主体 長岡市社会福祉協議会 (2) 相談日 一般相談 毎週月～金曜日 13:00～16:00 法律相談 毎週火曜日 13:00～16:00 (3) 相談体制 元民生委員、弁護士等		1 心配ごと相談 (1) 実施主体 中之島町社会福祉協議会 (2) 相談日 毎週火曜日 13:00～16:00 (3) 相談体制 相談員2名(民生委員5名にて交代)		1 心配ごと相談 (1) 実施主体 越路町社会福祉協議会 (2) 相談日 毎週火曜日 13:30～16:00 (3) 相談体制 相談員1名(民生委員4名にて交代) 2 弁護士相談 (1) 実施主体 越路町 (2) 相談日 年1回 3月 13:00～16:00 (3) 相談体制 県弁護士会に委託		1 心配ごと相談 (1) 実施主体 寺泊町社会福祉協議会 (2) 相談日 月2回 9:30～12:00 (3) 相談体制 相談員2名(民生委員4名にて交代)	
三島町		山古志村		小国町		課題	
1 心配ごと相談 (1) 実施主体 三島町社会福祉協議会 (2) 相談日 月2回 第1、第3火曜日 9:30～11:30 (3) 相談体制 相談員1名(民生委員等4名にて交代)		1 心配ごと相談 (1) 実施主体 山古志村 (2) 相談日 平成15年度から心配ごと相談日を特に設けず に、一般業務内で対応。		1 心配ごと相談 (1) 実施主体 小国町社会福祉協議会 (2) 相談日 毎週火曜日 10:00～15:00 (3) 相談体制 相談員1名(民生委員等5名にて交代) 2 法律相談 (1) 実施主体 小国町 (2) 相談日 毎月最終金曜日 13:30～15:30 (3) 相談体制 県弁護士会に委託		当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

175

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業
1 2 福祉・保健・医療	0 7 その他社会福祉施策	0 2 その他社会福祉施策	2 4 高額療養費資金貸付
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町
なし	<p>1 目的 高額療養費の支給を受ける者に対し、当該療養費の支払いに必要な資金の貸付を行うことにより町民の生活安定を図る。</p> <p>2 貸付条件 (1) 貸付利息 無利子 (2) 貸付期間 高額療養費支給の日まで (3) 償還方法 支給された高額療養費をもって償還 (4) 延滞利息 年利10%</p> <p>3 貸付基金 必要な資金の貸付を行うために基金を設置 基金の額：5,000千円</p>	<p>1 目的 健康保険各法に基づき、高額療養費の支給制度の適用を受けるものに対し、当該療養費に係る一部負担金の支払いに必要な資金の貸付を行うことにより町民の生活安定を図る。</p> <p>2 貸付条件 (1) 貸付利息 無利子 (2) 貸付期間 3か月以内とし高額療養費支給の日まで (3) 償還方法 支給を受けた高額療養費をもって償還</p> <p>3 貸付基金 必要な資金の貸付を行うために基金を設置 基金の額：1,000千円</p>	<p>1 目的 社会保険各法に基づき、高額療養費の支給制度の適用を受ける者に対し、当該医療費に係る一部負担金の支払いに必要な資金の貸付を行うことにより町民の生活の安定を図る。</p> <p>2 貸付条件 (1) 貸付利息 無利子 (2) 貸付期間 高額療養費支給の日まで (3) 償還方法 支給を受けた高額療養費をもって償還 (4) 延滞利息 年利7.3%</p> <p>3 貸付基金 必要な資金の貸付を行うために基金を設置 基金の額：3,000千円</p>
三島町	山古志村	小国町	課題
なし	なし	<p>1 目的 健康保険各法の高額療養費の適用を受ける者に対し、当該療養費に係る一部負担金の支払いに必要な資金の貸付を行い、被保険者の経済的安定を図る。</p> <p>2 貸付条件 (1) 貸付利息 無利子 (2) 貸付期間 高額療養費支給の日まで (3) 償還方法 支給を受けた高額療養費をもって償還</p> <p>3 貸付基金 必要な資金の貸付を行うために基金を設置 基金の額：3,000千円</p>	<p>廃止する。なお、廃止後は社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度等の活用を図るものとする。</p>